

御契約日

年 月 日

印紙

商品売買契約書及工事請負契約書

お客様用

(甲) 御注文者	フリガナ		生年月日	お電話番号			
	お名前		大・昭・平 年 月 日生 才 ()	-			
	フリガナ		ご家族				
ご住所	〒	都道府県	区郡市	区町村	配偶者 有・無 お子様 人 他家族 人		
	工事件名				ご住居 居住		
工事場所				自己所有 家族所有 ()	年		
契約形態	1. 基本契約 2. 追加 3. 変更 4その他 ()						
告知事項	裏面約款事項確認致しました。				㊟		
工 事 内 容	工事名称	数量	品名・品番	販売価格			
	代金支払い・工事保証・定期点検・ 特定商取引法に基づいた契約書。						
	別紙見積書通り						
	工 事 代 金 計						
	消 費 税 (%)						
	合 計						
	お支払い条件 <small>(甲)は請負代金を次のように(乙)に支払う</small>	契約成立時	平成	年	月	日	集金 振込 ローン
		中間時	平成	年	月	日	集金 振込 ローン
		完成引渡時	平成	年	月	日	集金 振込 ローン
	施工予定日	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで <small>(天候及び商品・工事手配等の都合により施工予定日を変更することがありますがご了承下さい)</small>					

お客様ご要望欄 (備考)

建築工事業 塗装工事業 防水工事業
京都府許可番号 第15513号

(乙) **株式会社 三洋**
SANYO Co.,Ltd.

〒611-0002 京都府宇治市木幡須留1番193
代表取締役 原田 弘一
(営業所) 〒611-0002 京都府宇治市木幡平尾3番地57
tel:0774-31-6111 fax:0774-38-2889

(株)三洋 保証 年 メーカー保証 年
【振込先】 京都銀行 小倉支店 普通預金 3548558 カ)サンヨウ

0120-81-3432
FREEDIAL

ご契約の際には本書面及び裏面をよくお読み下さい。

- 当社は、この書面に記載した事項以外の事については、一切責任を負いません。
- 解約、代金支払い、保証内容について、口頭による約束、別紙書面等による約束は責任を負いません。

担当者

(総則)

第1条 注文者(以下「甲」という。)と請負者である株式会社三洋(以下「乙」という。)は、互いに協力し、誠実にこの契約を履行する。

2 契約書、この契約約款、添付の御見積書等に基づいて、乙は工事を完成し、甲と乙は契約の目的物を確認するものとし、甲はその請負代金の支払いを完了する。

(打合せとおりの工事が困難な場合)

第2条 通常の事前調査では予測不可能な状況によって、打合せとおりの施工が不可能、もしくは不適切となった場合は、甲乙協議の上、実情に適するように内容を変更する。

2 前項において、工期、請負代金を変更する必要があるときは、甲と乙が協議してこれを定める。

(工期の延長)

第3条 乙は、天候不良その他乙の責に帰することのできない事由又は正当な事由により工期内に工事を完成することができないときは、甲に対して遅滞なくその事由を明示して工期の延長を求めることができる。

2 前項の場合、工期の延長日数は甲と乙が協議して定める。

(一括下請負の禁止)

第4条 乙があらかじめ甲の書面による承諾を得た場合を除き、乙は、工事の全部を一括して乙の指定する者に請負わせることができない。

(権利・義務などの譲渡の禁止)

第5条 甲及び乙は、相手方からの書面による承諾を得なければ、この契約から生じる権利・義務を、第三者に譲渡し、又は承継させることができない。

2 甲及び乙は、相手方からの書面による承諾を得なければ、契約の目的物、検査済の工事材料・建築設備機器を第三者に譲渡すること、もしくは貸与すること、又は抵当権その他の担保の目的に供することはできない。

(請負代金の変更)

第6条 工期内に物価、賃金、租税公課等の変動によって請負代金が明らかに不相当であると認められるに至ったときは、乙は甲に対し、請負代金の変更を求めることができる。

2 前項により請負代金を変更するときは、甲と乙が協議してその金額を定める。

(完了確認・代金支払)

第7条 乙が工事を完了したときは、甲と乙は両者立会いのもと契約の目的物を確認し、甲は商品売買契約書及び工事請負契約書記載の期日までに請負代金の支払を完了する。

(支給材料、貸与品)

第8条 甲からの支給材料又は貸与品がある場合には、その受渡期日及び受渡場所は甲と乙が協議して定める。

2 乙は、支給材料又は貸与品の受領後すみやかに検収するものとし、不良品については甲に対し交換を求めることができる。

(第三者への損害及び第三者との紛争)

第9条 乙による施工のために、第三者に損害を及ぼしたとき、又は紛争を生じたときは、甲と乙が協力して処理解決にあたる。

2 前項の損害・費用は、乙の責に帰すべき事由によって生じたものについては、乙の負担とし、甲の責に帰すべき事由によって生じたものについては、甲の負担とする。ただし、工事に伴って通常発生する程度の騒音・振動・臭気その他の事由によって生じた損害については、甲の負担とする。

(不可抗力による損害)

第10条 天災その他自然的又は人為的な事象であって、甲乙いずれにも責に帰することのできない事象によって、工事済部分、工事仮設物、建築設備の機器(有償支給材料を含む)に損害が生じたときは、乙は、当該事実を甲に通知する。

2 前項の損害が、乙が善良な管理を怠らざるに生じた場合には、前項の損害は

損害について、甲と乙が協議して乙が負担すると定めた損害については、乙が負担するものとする。

3 火災保険・建築工事保険その他損害をてん補するものがあるときは、それらの額を損害額より控除したものを前項の損害額とする。

(甲の解除権)

第11条 甲は、工事が完成しない間はこの契約を解除することができる。ただし、甲は、乙に生じた損害を賠償しなければならない。

2 次の各号の一にあたるときは、甲は乙に工事を中止させるか、又は契約を解除してその損害の賠償を求めることができる。

一 正当な理由なく乙が着工期日を経過しても着工しないとき。

二 乙がこの契約に違反しその違反によって契約の目的を達することができないとき。

3 契約を解除した場合、工事の出来形部分は甲の所有とし、甲の所有に帰した工事の出来形部分について、甲は乙に対し清算金を支払う。この清算金の額は、出来形部分の工事に要した費用に相当する額とする。

(乙の解除権等)

第12条 甲が前払金又は中間金の支払いを遅滞し、相当の期間を定めて催告しても、なお支払いをしないときには、乙は工事を中止することができる。

2 次の各号の一にあたるときは、乙は契約を解除することができる。

一 乙の責に帰することができない事由による工事の遅延又は中止の期間が工期の3分の1以上、又は2か月に達したとき。

二 甲が工事を著しく減少したため、請負代金が3分の2以上減少したとき。

三 甲がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行ができなくなったと認められたとき。

四 甲が請負代金の支払能力を欠くことが明らかになったとき。

3 前2項により乙が契約を解除したときは、乙は甲に対し損害の賠償を求めることができる。

(瑕疵がある場合の責任)

第13条 目的物に瑕疵がある場合、乙は民法に定める責任を負う。

(工事の変更、工期の変更)

第14条 甲は、乙との協議によらなければ、工事を追加、変更することができない。乙は、甲から工事の追加、変更の申し出を受けたときは、誠意をもって協議に応じるものとする。

2 甲と乙との協議によって工事の追加、変更を行い、これにより乙に損害を及ぼしたときは、乙は甲に対し、当該損害額について補償を求めることができる。

3 乙は、不可抗力その他正当な理由があるときは、甲に対してその理由を明示して、工期の延長を求めることができる。延長日数は、甲と乙が協議して定める。

(完成引渡)

第15条 乙は工事完成後(遅延損害金)

第16条 乙が工事を完了し、払わないときは、乙は甲に対し、年14.6%の割合を乗じた額

2 乙の責に帰すべき事由によるときは、甲は乙に対し、遅滞部分と搬入工事材料に対し14.6%の割合を乗じた額の(紛争の解決)

第17条 この契約について

一番

その

定め

して

クーリングオフとは

訪問販売や電話勧誘販売など特定の取引方法で契約した場合に、一度申し込みや契約をした後でも一定の条件を満たせば、消費者が一方的に契約をやめることができる制度。

クーリングオフ制度の記載③

(特定商取引に関する法律の適用を受ける場合のクーリングオフについての説明書)

この契約いただきます工事請負又は商品等販売が「特定商取引に関する法律」(以下「法」といいます。)の適用を受ける場合には、クーリングオフができますので、この説明書と商品売買及び工事請負契約約款等を十分お読み下さい。

① この書面を受領した日から起算して8日を経過するまでは、お客様(甲)は文書をもってこの契約の申込みの撤回又は契約の解除(以下「クーリングオフ」といいます。)ができます。

② お客様(甲)が、乙が法第6条第1項の規定に違反してクーリングオフに関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は乙が同条第3項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによってこの契約のクーリングオフを行わなかった場合には、乙からクーリングオフ妨害の解消のための書面(法第9条第1項ただし書の書面)が交付されお客様(甲)がこれを受領した日から起算して8日を経過するまでは、お客様(甲)は、書面によりこの契約のクーリングオフができます。

③ ①又は②のクーリングオフは、お客様(甲)が、この契約をクーリングオフする旨の文書を発したときに生ずるものとします。

④ ①又は②の期間内に、お客様(甲)が、①又は②にしたがってクーリングオフされた場合、

(ア) 乙はクーリングオフに伴う損害賠償又は違約金を請求することはありません。

(イ) クーリングオフがあった場合に、すでに商品の引き渡しが行われているときは、その引取りに要する費用は乙の負担とします。

(ウ) クーリングオフがあった場合に、すでにこの契約に基づき役務が提供されたときにおいても、乙は、お客様(甲)に対し、当該役務提供に係る役務の対価その他の金銭の支払を請求することはありません。

(エ) クーリングオフがあった場合に、すでにこの契約に基づき引き渡された商品が使用されたときでも、乙は、お客様(甲)に対し、当該商品により得られた利益に相当する金銭の支払を請求することはありません。

(オ) クーリングオフのお申し出の際にすでに乙が受領した金銭がある場合は、乙は、速やかにその全額を無利息にて返還します。

(カ) クーリングオフがあった場合において、役務の提供に伴い、お客様(甲)の土地又は建物その他の工作物の現状が変更された場合は、お客様(甲)は、乙に対し、無料で元の状態にもどすよう請求することができます。

御契約日

年 月 日

印紙

工事管理台帳及工事完了確認書

(甲) 御注文者	フリガナ		生年月日	お電話番号	
	お名前	Ⓜ	大・昭・平 年 月 日生 才 ()	—	
ご住所	〒	都道府県	区郡市	区町村	ご家族
					配偶者 有・無 お子様 人 他家族 人
工事件名					ご住居 居住
工事場所					自己所有 家族所有 () 年
契約形態	1. 基本契約 2. 追加 3. 変更 4. その他 ()				
告知事項	裏面約款事項確認致しました。				Ⓜ
工事名称	数量	営業	お客様からの要望事項 工事の留意点・工事担当者 と打ち合わせて欲しい事項など		
工事内容	<p style="text-align: center;">工事金額、工事内訳、費用、事前確認項目など明確な契約内容を記載した契約書。</p>				
	<p style="text-align: center;">(図 面)</p>				
	<p style="text-align: center;">手 担 当 へ</p>				
	<p style="text-align: center;">摘 要 ・ 施 工 内 容</p>				
	<p>A) 現在の仕上げ 1. モルタル掻き落し 2. リシン仕上げ 3. 吹付タイル 4. スタッコ 5. 水性薄膜 6. 他</p>				
	<p>B) お住まい内容 1. 木造(イ. 平屋建 □. 二階建) 2. 鉄筋(イ. 平屋建 □. 二階建) 3. P. H(メーカー名) 4. 他</p>				
	<p>C) 下地処理方法 1. ポリマー 2. フィラー 3. シーラー 4. 他</p>				
	<p>D) 基礎工事 1. 高圧(イ7-プロ-洗浄) 2. 養生 3. 架設足場 4. コーキング補修</p>				
	<p>E) 外部付帯物工事 1. 軒天 2. 屋根瓦棒 3. 破風板 4. 窓枠 5. 面格子 6. 濡れ縁 7. 雨戸戸袋 8. 雨樋 9. 小庇廻り 10. 玄関(戸・柱・天井) 11. テラス 12. ベランダ 13. ブロック塀</p>				
	<p style="text-align: center;">(図 面)</p>				

建築工事業 塗装工事業 防水工事業
京都府許可番号 第15513号



(乙) 株式会社 三 洋

SANYO Co., Ltd.

〒611-0002 京都府宇治市木幡須留1番193

代表取締役 原田 弘一

(営業所) 〒611-0002 京都府宇治市木幡平尾3番地57

tel: 0774-31-6111 fax: 0774-38-2889

上記工事は完成し、本日引渡しを受けたことを確認します。
つきましては、上記工事の請負代金(一部入金済みの場合はその残金)を
期日(平成 年 月 日)までにお支払いいたします。

平成 年 月 日

注文者

Ⓜ

御契約日

年 月 日

印
紙

商品売買契約書及工事請負契約書

施工店用

(甲) 御注 文者	フリガナ		生年月日	お電話番号		
	お名前		大・昭・平 年 月 日生 才 ()	-		
	フリガナ		ご家族			
ご住所	〒	都道府県	区郡市	区町村	配偶者 有・無 お子様 人 他家族 人	
					ご住居 居住 自己所有 年 家族所有 ()	
工事件名						
工事場所						
契約形態	1. 基本契約 2. 追加 3. 変更 4その他()					
告知事項	裏面約款事項確認致しました。				㊟	
工事名称		数量	品名・品番	販売価格		
工 事 内 容	①工事金額、工事内訳、費用、事前確認項目など明確に記載があるか					
	②特定商取引法に基づいた内容になっているか					
	③クーリングオフの記載、説明があるか					
	別紙見積書通り					
	工事代金計					
	消費税 (%)					
	合計					
	お支払い条件 (甲)は請負代金を 次のように(乙)に 支払う	契約成立時	平成	年	月	日
中間時		平成	年	月	日	集金 振込 □
完成引渡時		平成	年	月	日	集金 振込 □
施工予定日	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで (天候及び商品・工事手配等の都合により施工予定日を変更することがありますがご了承下さい)					

お客様ご要望欄 (備考)

建築工事業 塗装工事業 防水工事業
京都府許可番号 第15513号

(乙) 株式会社 三洋
SANYO Co.,Ltd.
〒611-0002 京都府宇治市木幡須留1番193
代表取締役 原田 弘一
(営業所) 〒611-0002 京都府宇治市木幡平尾3番地57
tel:0774-31-6111 fax:0774-38-2889

- 当社は、この書面に記載した事項以外の事については、一切責任を負いません。
- 解約、代金支払い、保証内容について、口頭による約束、別紙書面等による約束は責任を負いません。

担当者

株三洋 保証 年 メーカー保証 年

【振込先】 京都銀行 小倉支店 普通預金 3548558 カ)サンヨウ



0120-81-3432

ご契約の際には本書面及び裏面をよくお読み下さい。